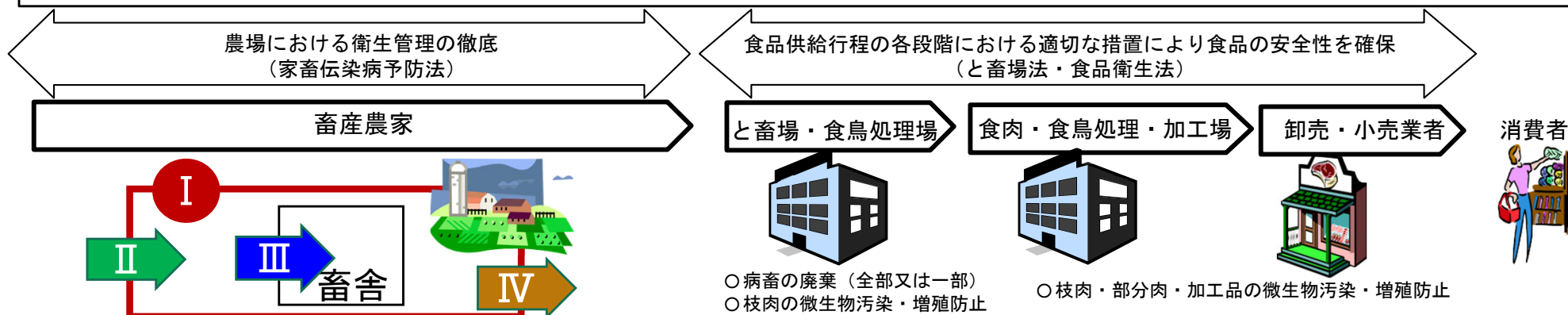


家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病的発生を予防。



飼養衛生管理基準の内容（抜粋）

I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・ 衛生管理区域の設定
⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成
⇒ 関係者全員の取組水準を確保
- ・ 獣医師等の健康管理指導
⇒ 適切・効果的・効率的な取組

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 区域立入時の手指・車両の消毒
⇒ 病原体の低減
- ・ 野生動物の侵入禁止
⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

- ・ 区域内の整理整頓、ねずみ駆除
⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
- ・ 施設、器具、機材の洗浄・消毒
⇒ 病原体の低減
- ・ 畜舎立入時の手指消毒、着替え
⇒ 病原体の持込み防止

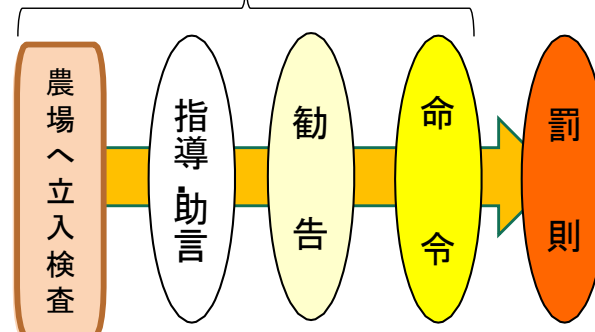
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・ 区域外出時の手指・車両の消毒、
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 家畜の健康観察（出荷、移動等）
⇒ 病原体の拡散防止
- ・ 家畜の健康観察（出荷、移動等）
⇒ 病原体の拡散防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

都道府県による取組

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告



命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- 農場指導員（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を養成するとともに（平成20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（平成21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表（平成21年度）するとともに、認証制度の構築を推進。
- 民間での農場HACCPの認証手続きが開始（平成23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和4年6月現在）

農場HACCP認証に向けた取組

農場指導員 ※

約5,200名（令和4年3月時点）

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農場モニタリング検査・改善指導

衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌0157・抗菌性物質等)
- ・危害要因分析 (HA)
- ・必須管理点 (CCP) の設定

実践

HACCPの考え方
に基づく衛生管理の
実施

検証

適切な衛生管理の
見直し

と畜検査情報等の
フィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した

消費者の求める安全な畜産物の生産

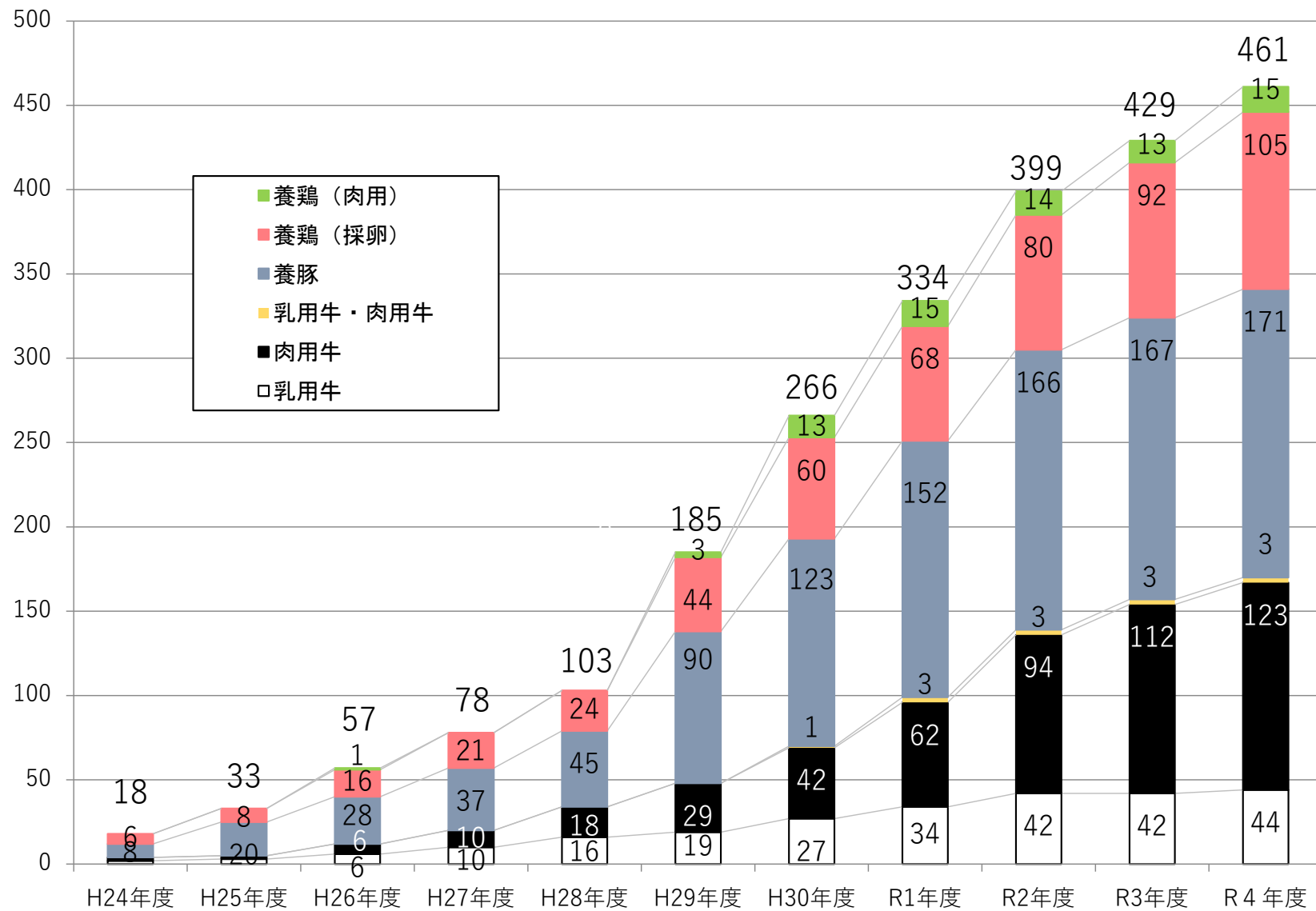
畜産物に対する消費者の信頼確保



農場HACCP
認証マーク

農場HACCP認証取得農場数の推移

(令和5年1月25日時点)



家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にW0AHの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚熱は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、89例の発生を確認（8月31日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは近年、毎年秋から春にかけて発生が続いており、直近では2021年11月から2022年5月までに25例、2022年10月から2023年4月までに84例の発生を確認。（8月31日現在）。
- 牛のブルセラ症及び結核は清浄化が達成された一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のW0AH総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

注2

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数）

年（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	446	519	173
牛海綿状脳症（BSE）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー（羊）	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	8	1
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	66	34
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2023年8月末までの集計結果。

(1) 原因（病原体）

口蹄疫ウイルス（Foot-and-mouth disease virus）

(2) 対象家畜

牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

(3) 症状・特徴

口や蹄に^{すいほう}水疱形成、発熱、^{りゅうぜん}流涎（よだれを垂らす。）等の症状を示す。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

(4) 発生状況

中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生しており、日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰している。

～牛の症状～



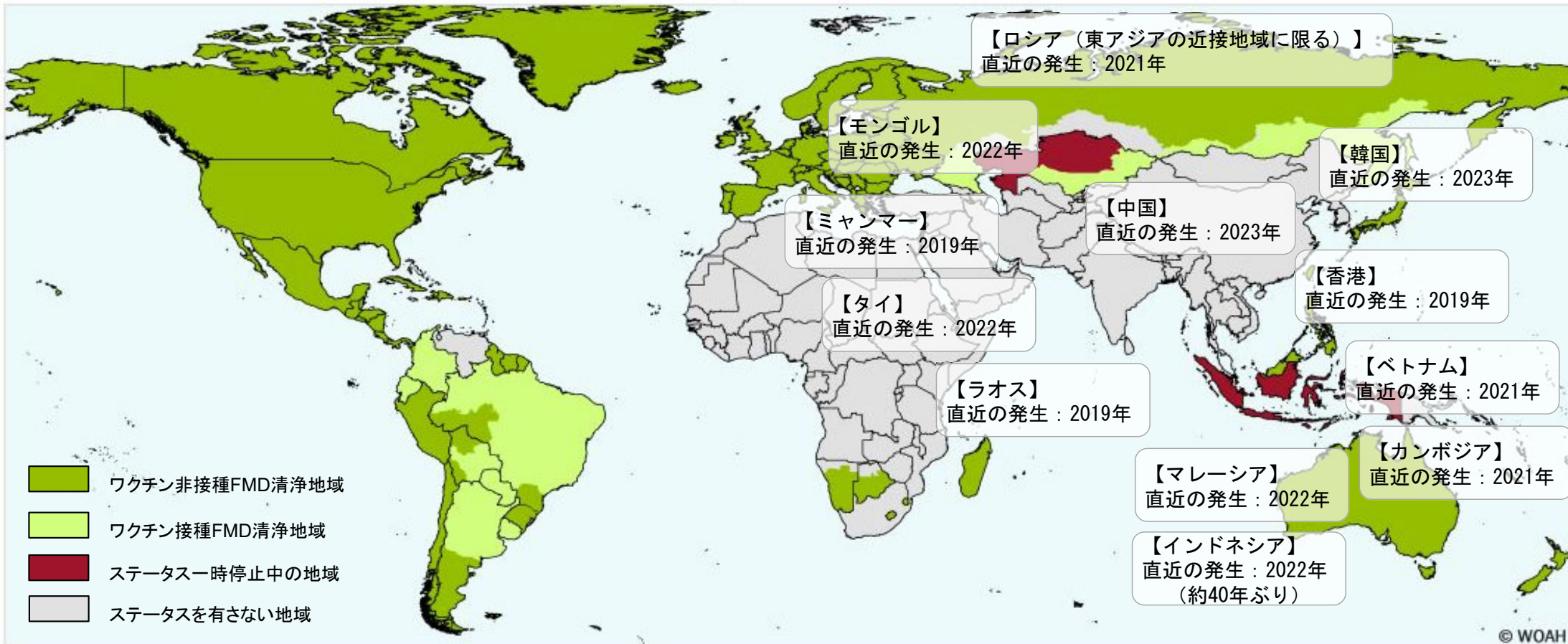
～豚の症状～



近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰。
- 中国、韓国等のアジア近隣諸国で継続的に発生しており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の位置付け緩和により人や物を介した我が国への侵入リスクは極めて高い状況。
- 侵入防止措置として、検疫探知犬の増頭、郵便物への検疫強化、ならびに家畜伝染病予防法の改正による違反者への罰則強化により水際検疫体制を強化。

口蹄疫（FMD）のWOAHステータス認定状況及び近隣諸国での近年の発生状況



高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色（紫色）、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

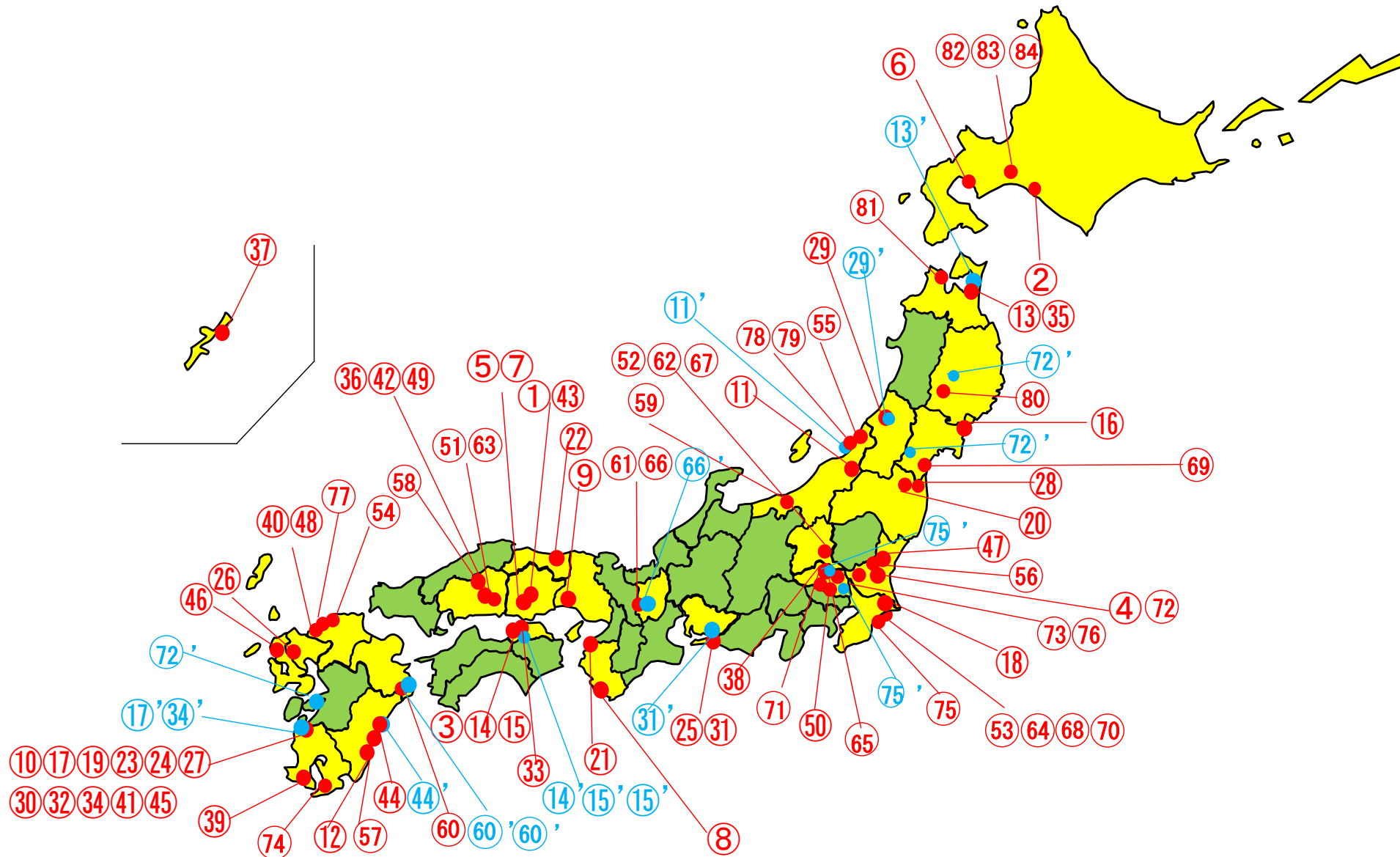
(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

令和4年度 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 令和4年度シーズンは、過去最速の10月28日に国内1例目が確認されて以来、令和5年5月末までに26道県84事例発生し、約1,771万羽が殺処分の対象となった（令和5年4月7日の北海道千歳市の発生以降、発生無し）。
- 令和4年度シーズンは、これまでに高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった福島県、鳥取県、山形県、沖縄県、長崎県、群馬県においても発生しており、全国どこでも発生リスクが高くなっている。



過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

＜平成15年度の発生＞H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

＜平成18年度の発生＞H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

＜平成22年度の発生＞H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

＜平成26年度の発生＞H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）
12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

＜平成28年度の発生＞H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

＜平成29年度の発生＞H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

＜令和2年度の発生＞H5N8亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

＜令和3年度の発生＞H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

＜令和4年度の発生＞H5N1亜型／H5N2亜型（高病原性）

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

＜平成17年度の発生＞H5N2亜型（低病原性）

6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

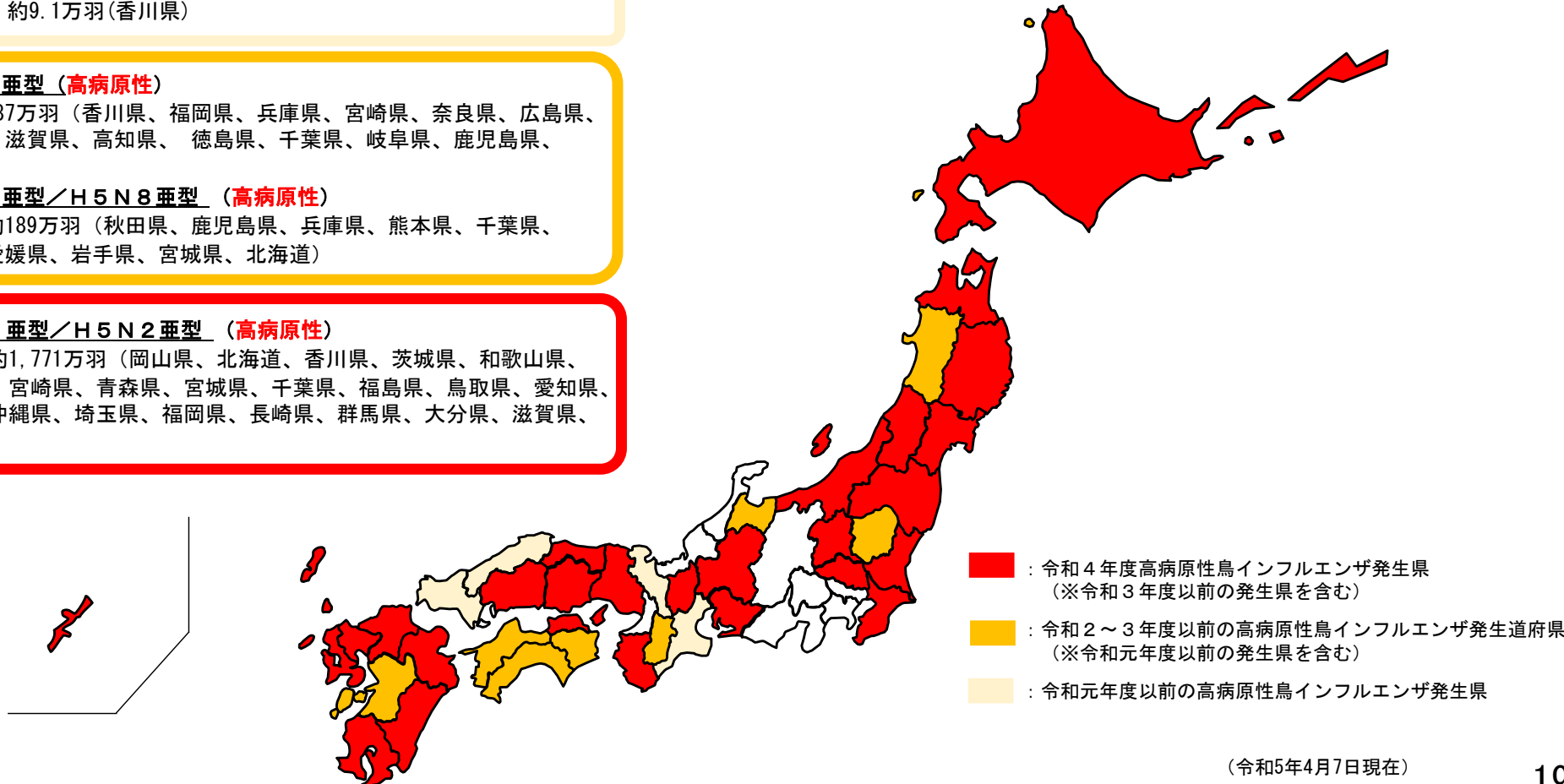
＜平成20年度の発生＞H7N6亜型（低病原性）

2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

・平成20年 全3県
・平成22～23年 全16県
（他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）

・平成26～27年 全6県12例（H5N8型）
・平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）
・平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）
・令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）
・令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型／H5N8型）
・令和4～5年 全26道県184事例（H5N1型／H5N2型）
（飼養鳥全5県8事例（H5N1型））



（令和5年4月7日現在）

農場の分割管理マニュアルの概要

1. 分割管理の考え方

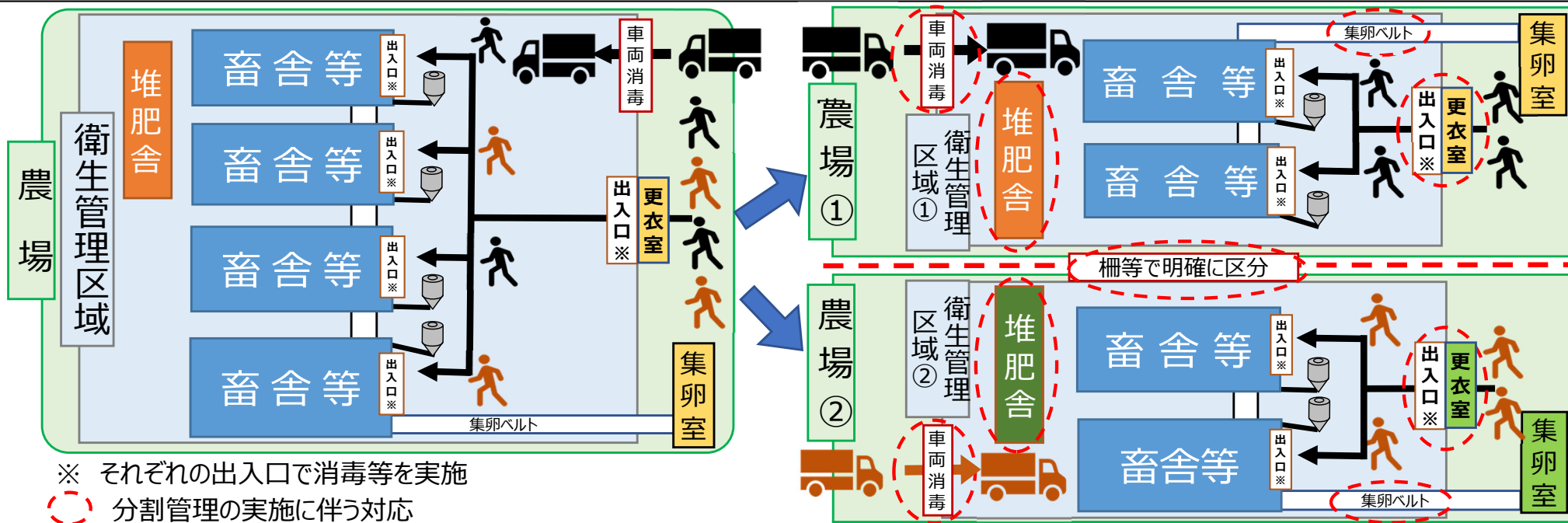
患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分する必要があるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人、物、家畜等の動線**を分けることで、**農場を分割し**、殺処分の範囲を限定することが可能。

2. 取組の進め方

- (1) **生産者が自ら取り組むことを決定**した上で、具体的な方法について**都道府県に相談**。
- (2) 相談を受けた**都道府県は、必要な指導を実施**し、分割管理の**開始時及び継続的に実施状況を確認（随時）**。
- (3) 生産者は、**分割後の農場ごとに**、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、**定期報告（年1回）を実施**。

3. 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- (1) 隣接する衛生管理区域の**境界に柵等を設け**、分割後の農場を**明確に区分**。
- (2) 分割後の**農場ごとに作業者を分ける（※）**とともに、車両や作業者の**出入口を設け**、それぞれ**消毒等を実施**。**家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施**。（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された家きん飼養農場の場合は例外あり）
- (3) **集卵ベルト**など、畜舎をまたがる機材については**農場間で共用しない**。
- (4) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**。（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）
- (5) **分割後の農場で特定家畜伝染病が発生**した際には、畜舎**排気口へのフィルター設置等、病原体拡散防止対策**を図った上で、防疫措置を実施。非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施。



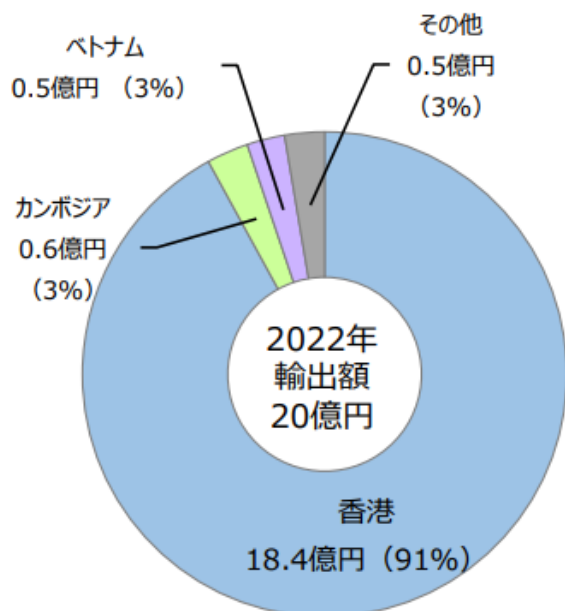
高病原性鳥インフルエンザによる鶏卵・鶏肉の輸出への影響

- 1 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認を受け、日本全国の家きん肉及び卵に対する輸出検疫証明書の交付を一時停止。
- 2 速やかに輸出相手国との協議を行い、非発生県からの輸出を再開。
- 3 発生県については、防疫措置完了から一定期間*発生がないことを確認した上で、相手国との協議の上、輸出を再開。
- 4 2023年5月26日、全ての発生県からの香港、シンガポール、マカオ、ベトナム、米国向けの輸出再開。

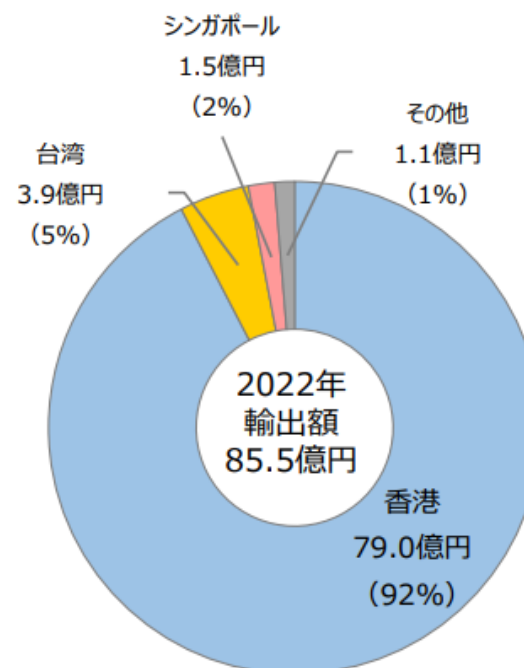
* WOHコードでは、防疫措置完了から28日と規定

【鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2022年)】

〈鶏肉〉

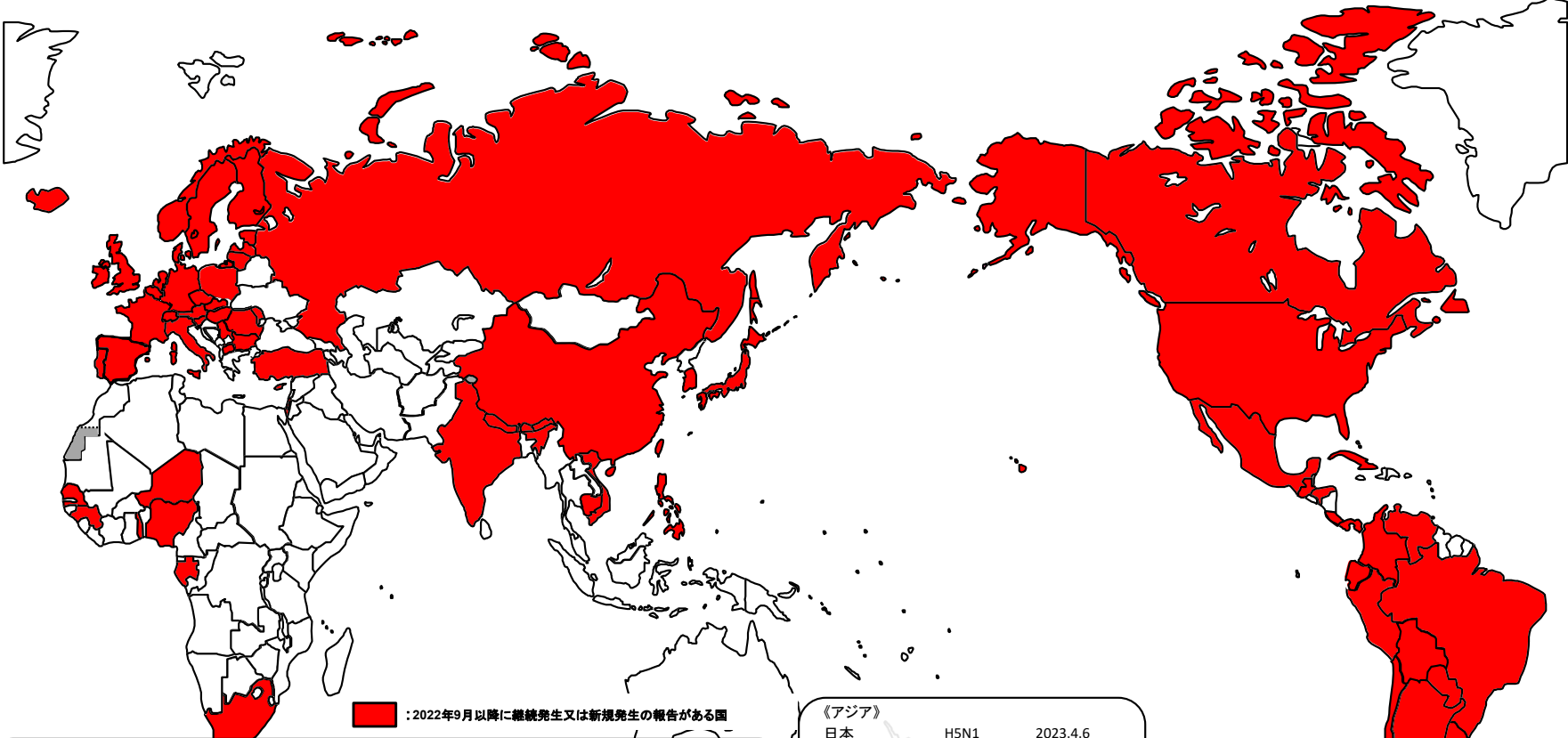


〈鶏卵〉



高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



：2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国

《ヨーロッパ》

アイスランド	H5N1	[2023.3.23]	ドイツ	H5N1	2023.7.7	ポーランド	H5N1	2023.6.29
アイルランド	H5N1	2022.11.18			[2023.7.24]			[2023.7.9]
		[2023.7.21]	ノルウェー	H5N1	2022.11.10	ポルトガル	H5N1	2022.9.27
イタリア	H5N1	2023.7.10			[2023.7.28]			[2022.11.15]
		[2023.8.3]		H5N5	[2023.6.2]	レユニオン	H5N1	2022.10.1
英国	H5N1	2023.8.3		H5	[2023.7.5]	ルーマニア	H5N1	2023.1.28
		[2023.8.2]	ハンガリー	H5N1	2023.4.21			[2023.3.27]
オランダ	H5N1	2023.7.24			[2023.7.11]	チェコ	H5N1	2023.5.12
		[2023.3.31]	フィンランド	H5N1	[2023.7.28]			[2023.7.17]
北マケドニア	H5N1	[2022.11.3]		H5	[2023.5.22]	オーストリア	H5N1	2023.1.30
スイス	H5N1	2023.3.19		H5N5	[2022.9.17]			[2023.7.12]
		[2023.7.5]	フェロー諸島	H5N1	2022.10.2	スロバキア	H5N1	2023.1.31
スウェーデン	H5N1	2023.6.25		H5N1	[2022.9.22]			[2023.1.31]
		[2023.7.18]	フランス	H5N1	2023.7.10	キプロス	H5N1	2022.11.24
	H5	[2023.1.16]			[2023.7.21]			[2022.11.28]
スペイン	H5N1	2022.2.4	ブルガリア	不明	2022.10.20	トルコ	H5N1	2023.2.23
		[2023.7.13]		H5N1	2023.3.30	エストニア	H5N1	2023.2.15
スロベニア	H5N1	2023.2.24	ベルギー	H5N1	2023.2.21			[2023.8.2]
		[2023.5.31]			[2023.7.27]	リトアニア	H5N1	2023.3.16
セルビア	H5N1	[2023.5.16]		H5	[2023.6.29]			[2023.7.3]
デンマーク	H5N1	2023.7.11	ルクセンブルグ	H5N1	2023.1.27	ラトビア	H5N1	[2023.8.2]
		[2022.5.14]			[2023.5.24]			

《アジア》

日本	H5N1	2023.4.6
		[2023.4.20]
	H5N2	2023.1.16
		[2023.10.27]
	H5	[2023.4.19]
韓国	H5N1	2023.4.14
台湾	H5N1	2023.7.18
		[2023.4.27]
	H5N2	2023.1.23
	H5N5	2023.1.12
香港	H5N1	[2022.12.5]
イスラエル	H5N1	2023.1.11
		[2023.1.19]
フィリピン	H5N1	2023.4.29
	H5N6	2023.1.4
ベトナム	H5N1	2022.10.3
インド	H5N1	2023.4.13
ネパール	H5N1	2023.6.3
		[2023.2.9]
カンボジア	H5N1	[2023.2.24]
ブータン	H5N1	2023.3.11
中国	H5N1	[2023.7.4]

《ロシア・NIS諸国》

ロシア	H5N1	2023.8.9
		[2023.7.17]
南樺太	H5N1	[2023.7.25]
モルドバ	H5N1	2023.1.19

《アフリカ》

南アフリカ共和国	H5N1	2023.1.6
		[2022.12.1]
	不明	2023.7.4
		[2023.6.15]
		2022.11.29
ニジェール	H5N2	
ナイジェリア	H5N1	2022.12.18
セネガル	H5N1	2023.7.14
		2023.3.18
		[2023.3.8]
ギニア	H5N1	2023.5.10
		[2023.4.15]
ガボン	H5N1	2023.4.13
トーゴ	H5N1	2023.6.21

《南北アメリカ》

米国	H5N1	2023.7.31
		[2023.5.12]
	H5N4	2022.9.10
	H5	[2023.5.8]
カナダ	H5N1	2023.5.5
		[2023.1.1]
	H5	[2023.6.9]
メキシコ	H5N1	2023.2.22
		[2023.3.20]
パナマ	H5N1	[2023.3.10]
エクアドル	H5N1	2023.8.3
		[2023.5.5]
コロンビア	H5N1	2023.2.20
		[2023.3.3]
	不明	2023.7.19
		[2023.7.19]
ベネズエラ	H5N1	[2022.11.17]
ペルー	H5	2023.1.6
		[2022.12.10] *
	不明	2023.2.15
パラグアイ	H5N1	2023.5.30
ホンジュラス	H5N1	[2023.2.22]
チリ	H5N1	2023.6.9
		[2023.6.12]
コスタリカ	H5	[2023.2.16]
ウルグアイ	H5	2023.5.11
		[2023.5.3]
グアテマラ	H5N1	[2023.1.26]
アルゼンチン	H5N1	2023.7.5
		[2023.4.17]
ボリビア	H5N1	2023.3.20
		[2023.2.1]
キューバ	H5N1	[2023.2.4] *
ブラジル	H5N1	2023.7.12
		[2023.8.3]

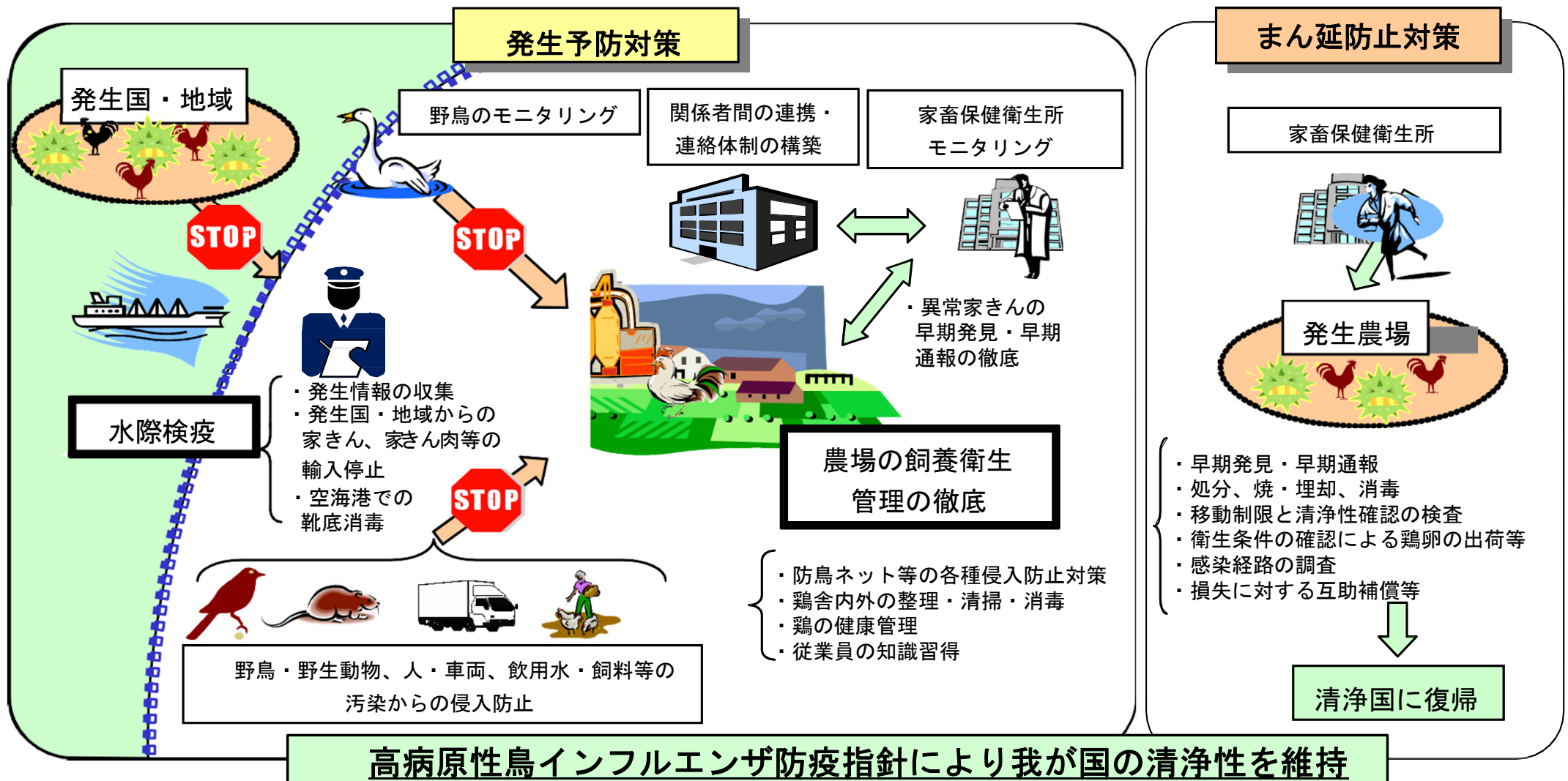
* 動物園における発生
出典: WOAH等

2023年8月17日現在

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、
その後の清浄性確認については記載していない。
※型別に最新の発生事例を記載
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
※WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異状家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



総理指示（令和4年10月28日）を受けた対応について

<総理指示>（令和4年10月28日）

- ① 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

<対応>

- ① 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。）
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省